

令和4年度 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 **特別会員・村外協力会員・賛助会員** 加入のお願いについて

～令和3年度より、村外協力会員や賛助会員に加え、特別会員も寄付金扱いとなり、寄付金税額控除の対象となりました。～

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

常日頃から、本会の事業運営に対しまして、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昭和村は、ご存知のとおり、過疎により人口減少と合わせて年々少子高齢化が進行しております。その対策につきましては、なかなか行き届かない状況ではございますが、行政（保健・医療・福祉）や民間事業者、そして住民等がともに考え、取り組んでいるところです。

本会は、民間事業者としての立場で、住民や行政と協議しながら、心配ごと相談の受付対応やボランティア活動等の振興、要援護者（障がい者や高齢者等）の在宅生活支援（住民交流や除雪、支え合い）などに取り組んでおります。

本会の事業財源は、会員会費や寄附金、補助金、事業収入等に分かれます。その中でも特に重要なのが会員会費となります。会員会費は、地域力の結晶であり、本会の貴重な自主財源として、地域福祉には欠かせないものであります。この財源により、制度に位置づけられた事業のみではなく、この昭和村という地域に合った事業展開ができると考えております。

つまり、この財源をきちんと確保していくことが、地域福祉の独自性を高めるということにつながると考えます。近年は、対象者の増加とともに、ニーズも多様化、複雑化しており、より適切な事業運営と充実したサービス内容が問われておりますので、さらなる拡充が必要となっております。

こうした中、会員会費につきましては、これまでのような住民会員中心の加入促進では、限界がございますので、村内事業所様や団体様、そして村外在住の昭和村出身者様にもご協力を仰ぎ、賛助会員等への加入についてお願いしております。

「住み慣れた昭和村でできる限り生活していきたい」と願う住民の方々を支援していくためには、なによりも地域（住民をはじめ、賛同していただける企業や団体、篤志家等）の支え合いや支援がより一層必要になってまいります。

つきましては、本村の社会福祉活動を後退させないためにも、どうぞ趣旨をご理解いただき、会員への加入並びに会費納入についてご支援くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1. 募集期間：令和4年4月1日から令和4年9月30日まで（毎年募集）
- 2. 種類：[特別会員] 年会費 3,000 円以上千円単位（村内在住もしくはは村内勤務の方）  
[村外協力会員] 年会費 1 口 5,000 円（村外在住の方）  
[賛助会員] 年会費 一口 10,000 円法人や個人事業所、団体など）

※令和3年1月から、福島県より「税額控除対象法人」の指定を受けましたので、本会費（寄附金扱い）については税制面の優遇が受けられます。

- 3. 加入手続き：別紙「加入確認書」を令和4年4月末日までにご返送ください。（毎年確認）
- 4. 会費納入方法：①「現金窓口納入」②「本会口座への振込（下表）」のいずれかを選択  
＜振込をされる場合は、以下の金融機関へお願いいたします。＞

郵便局（推奨）	農業協同組合（JA）	東邦銀行
★口座番号（記号-番号） 02200-3-94179	★金融機関名 会津よつば農業協同組合 昭和支店	★金融機関名 東邦銀行 川口支店
★加入者名 福)昭和村社会福祉協議会 ※専用の払込票（手数料無料：現金払いを除く）をご活用ください。	★種別：普通預金 ★口座番号：3374463 ★口座名義（JA・東邦共通）：社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 ※振込手数料につきましては、振り込み金額から差し引いてお振込ください。	★種別：普通預金 ★口座番号：123794

- 5. その他：加入者様へは、広報紙等で定期的に近況報告をさせていただきます。

令和4年4月吉日

各 位

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

電話 0241-57-2655/FAX0241-57-2649